

新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月25日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>第15章 選挙公報（第53条—第65条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第53条 <u>削除</u></p> <p>第16章～第21章（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（選挙公報の印刷）</p> <p>第53条 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文の申請）</p> <p>第56条 候補者が公選法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式に準じた用紙（<u>県委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認知することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。</u>以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文を添え、県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型（白黒のもの）とし、<u>書面による掲載文を添付するときは、当該写真の裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文に使用する文字等）</p> <p>第57条 掲載文は、<u>無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線並びに図、イラストレーション及びこれらの類（以下「文字等」という。）以外のものを使用して記載し、又は記録してはならない。た</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>第15章 選挙公報（第53条—第65条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第53条 <u>（選挙公報の印刷）</u></p> <p>第16章～第21章（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（選挙公報の印刷）</p> <p>第53条 <u>選挙公報は、写真製版により黒色で印刷するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文の申請）</p> <p>第56条 候補者が公選法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式に準じた用紙（以下「原稿用紙」という。）<u>1枚に記載した掲載文1通を添え、</u>県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型<u>1葉</u>（白黒のもの）とし、<u>その裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（掲載文に使用する文字等）</p> <p>第57条 掲載文は、<u>黒色の色素により記載しなければならないが、第54条第1項の規定により掲載する写真を除き、色の濃淡があってはならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線並びに図、イラストレーション及びこれらの類（以下「文字等」という。）以外のものを使用して記載してはならない。ただし、原稿用</p>

だし、原稿用紙の氏名欄は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外のものを使用して記載し、又は記録してはならない。

- 4 原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名（令第88条第8項、第9項及び令第89条第5項の規定の適用を受けた場合においては、通称）を当該氏名欄の枠内に縦書きで記載し、又は記録しなければならない。この場合において、氏名のほか候補者の住所、年齢及び所属党派並びに主要経歴等を記載し、又は記録することを妨げない。

(図等の面積制限)

第57条の2 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙の掲載文本文を記載し、又は記録することができる部分の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第58条 県委員会は、前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第59条 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、別記第36号様式による申請書を、修正しようとするときは、別記第37号様式による申請書に県委員会が交付する原稿用紙に新たに記載しなおし、又は記録しなおした掲載文を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第34号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載申請書様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における選挙公報の掲載を受けたいので、掲載文及び写真を添えて申請します。

第35号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載文原稿用紙様式)

(略)

(略)				
年	月	日	前時	後分

紙の氏名欄は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外のものを使用して記載してはならない。

- 4 原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名（令第88条第8項、第9項及び令第89条第5項の規定の適用を受けた場合においては、通称）を当該氏名欄の枠内に縦書きで記載しなければならない。この場合において、氏名のほか候補者の住所、年齢及び所属党派並びに主要経歴等を記載することを妨げない。

(図等の面積制限)

第57条の2 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙の掲載文本文を記載することができる部分の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第58条 県委員会は、前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第59条 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、別記第36号様式による申請書を、修正しようとするときは、別記第37号様式による申請書に県委員会が交付する原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文1通を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第34号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載申請書様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における選挙公報の掲載を受けたいので、掲載文1通及び写真1葉を添えて申請します。

第35号様式 (第56条関係)

(選挙公報掲載文原稿用紙様式)

(略)

(略)				
平成	年	月	日	前時
				後分

(略)

備考 (氏名欄)には、選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載し、又は記録してください。

第37号様式 (第59条関係)

(選挙公報掲載文修正申請書様式)

(略)

選挙公報掲載文修正申請書

何年何月何日付け申請しました選挙公報掲載文を修正したいので、修正掲載文1通を添えて申請します。

第38号様式 (第66条関係)

(投票記載所の氏名等の掲示の様式)

(略)

その4

名簿登載者の氏名	略称	名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称等揭示 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会
(順位)氏名 優先的に当選人となるべき候補者			

備考

- (略)
- 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者(以下「特定枠名簿登載者」という。)の「順位」については横書きとする。
- 名簿登載者(特定枠名簿登載者を除く。)の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。特定枠名簿登載者の氏名等の揭示については、特定枠名簿登載者以外の名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該名簿登載者の氏名の次に掲載する。
- (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(略)

備考 (氏名欄)には、選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載してください。

第37号様式 (第59条関係)

(選挙公報掲載文修正申請書様式)

(略)

選挙公報掲載分修正申請書

何年何月何日付け申請しました選挙公報掲載分を修正したいので、修正掲載文1通を添えて申請します。

第38号様式 (第66条関係)

(投票記載所の氏名等の掲示の様式)

(略)

その4

名簿登載者の氏名	略称	名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称等揭示 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会

備考

- (略)
- 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については、縦書きとする。
- 名簿登載者の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
- (略)